

# 規制改革推進会議説明資料

---

国土交通省都市局  
平成29年12月12日

## 【現状】

- ・屋外広告物法では、規制等の基本的な枠組みを定め、各地域に適用される規制は条例によるものとしている。
- ・プロジェクションマッピングは、屋外広告物の定義上、「建物その他の工作物に・・・表示されたもの並びにこれらに類するもの」に該当するが、「常時又は一定の期間」の判断については、地方公共団体の判断に委ねられている。
- ・許可基準等は、壁面広告と同様の場合がある。

## 【今後の対応方針】

- ・プロジェクションマッピング等の新しい形態の屋外広告物については、その特性を踏まえ、地域の実情に応じて、従来の広告物とは異なる許可基準を定めることが望ましい旨を、屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項に明示することとする。

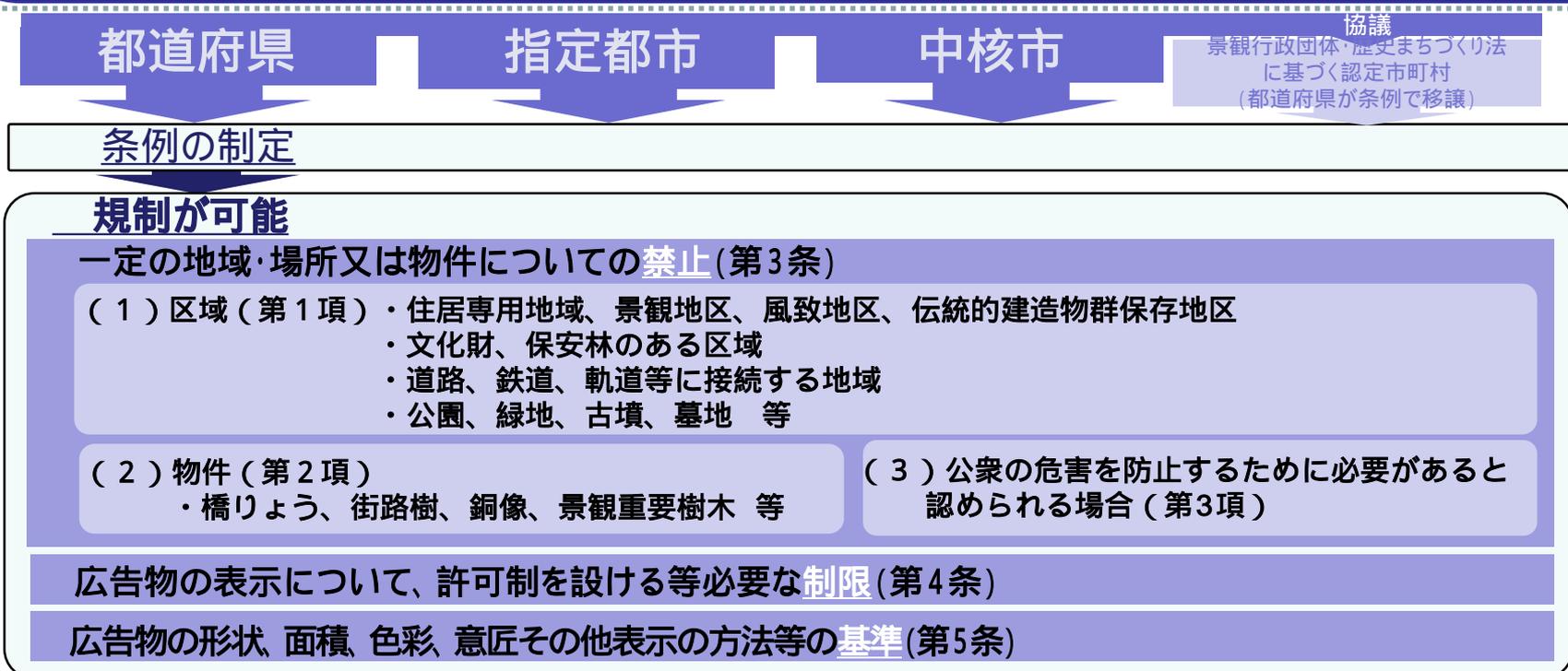
- ▶ プロジェクションマッピングは、建築物などに投影用プロジェクターを用いて映像を投影する表現手法。
- ▶ 場合によっては「屋外広告物」として規制の対象となりうる。

【イメージ】



# (参考) 屋外広告物規制について

- ▶ 屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の改定並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。
- ▶ 屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう」(屋外広告物法第2条第1項)。
- ▶ 都道府県、指定都市及び中核市は、良好な景観の維持等のため必要があるときは、条例で定めるところにより、屋外広告物の表示等を禁止したり、許可制にするなど必要な制限をすることができる。



## 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）

### （目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の改定並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

### 2 （略）

#### （広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

#### （広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないことその他必要な制限をすることができる。

#### （広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

屋外広告物法の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法・同施行令により、指定都市及び中核市に移譲されている。 4

# (参考) プロジェクションマッピングの実施例(名古屋市) 国土交通省

- ▶ 名古屋市では、名古屋港管理組合（一部事務組合）の敷地内にある、名古屋港ポートビルの壁面に、協賛企業の企業名や画像を表示するプロジェクションマッピングを、23日間にわたって実施。
- ▶ 同市においては、屋外広告物に該当すると判断し、都市景観形成地区の許可基準である壁面面積の1 / 10以内を適用。



実施主体：名古屋港冬のにぎわい創出実行委員会

2016年12月3日～25日の二十三日間  
17時半～21時の間に実施。



- ▶ 仙台市では、マンション建設予定地の敷地内で、町の歴史や未来像を表示するプロジェクションマッピングを、5日間にわたって実施。
- ▶ 同市においては、屋外広告物に該当すると判断したものの、「表示の期間が5日間を超えないもの」として、許可不要物件として取扱った。



実施主体：三井不動産レジデンシャル  
2017年1月25日～29日の五日間、  
17時～20時の間に実施。

仙台市屋外広告物条例(平成元年条例第4号)  
(適用除外)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、**第八条第一項の規定は、適用しない。**  
一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、**表示又は設置の期間が五日を超えない広告物等**

<参考>

(許可)

第八条 前条第一項に掲げる地域において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

3 前項の許可の期間は、三年を超えることができない。ただし、市長が良好な景観の形成に積極的に貢献すると認める広告物等の表示又は設置に係る許可の期間については、この限りでない。

# (参考) プロジェクションマッピングの実施例(北九州市) 国土交通省

- ▶ 北九州市では、夏祭りの協賛金を集めるため、協賛企業名等を市庁舎に表示するプロジェクションマッピングを、夏祭り当日30分程度にわたって実施。
- ▶ 同市においては、一日限りかつ30分程度のため、「一定の期間継続して」との屋外広告物の定義に当てはまらないと判断。



実施主体：夏祭り実行委員会(外郭団体)  
2016年8月7日、20時～21時の間に実施。

## <参考>

屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)  
(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

# (参考) プロジェクションマッピングの実施例 (静岡市)

- ▶ 静岡市では、商業複合施設のグランドオープンに伴い、ビルの認知度の向上及び中心街の活性化を目的に、県道を挟んで金魚等の画像や主催者名を表示するプロジェクションマッピングを、2日間にわたって実施。
- ▶ 同市においては、屋外広告物に該当すると判断したものの、「イベント会場に設置する広告物」と解釈して、屋外広告物規制の適用を除外。



実施主体: NTT西日本、  
I LOVE しずおか協議会  
(特別会員: 静岡市)

2013年12月12・13日の二日間、  
20時～21時の間に実施。

## 第6条 (略)

2 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第3条及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(第4項において「自家広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の所有し、及び管理する土地又は物件に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (6) 電車又は乗合自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 人、動物、車両(電車又は乗合自動車を除く。)、船舶等に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (9) 町内会、自治会その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板で、規則で定める基準に適合するもの及びこれに表示する広告物

3～8 (略)

### < 参考 >

#### (特別規制地域)

第3条 次に掲げる地域又は場所(以下「特別規制地域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)～(9) (略)

第一・二種低層住居専用地域、風致地区、重要文化財等に指定された建築物の周囲50m以内、高速自動車国道等及びその周辺地域のうち知事が指定する地域、学校その他知事が指定する公共的建造物及びその敷地等を規定

#### (普通規制地域)

第5条 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所(以下「普通規制地域」という。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき(前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。)は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域

(2) 道路のうち市長が指定する区間

(3) 前号の区間から500メートル以内の地域のうち市長が指定する区域